

## 鹿屋都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

### 理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年5月19日法律第73号)において，都市計画法(昭和43年法律第100号)第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，鹿屋都市計画区域においては，「快適で賑やかな住みよい街かのや」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

鹿屋都市計画  
都市計画区域の整備，開発  
及び保全の方針

鹿 児 島 県

## 《 目 次 》

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 1 . 都市計画の目標                          |    |
| 1 ) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念 .....        | 1  |
| 2 ) 地域毎の市街地像 .....                   | 2  |
| 2 . 区域区分の決定の有無                       |    |
| 1 ) 区域区分の決定の有無 .....                 | 3  |
| 3 . 主要な都市計画の決定の方針                    |    |
| 1 ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 .....      | 4  |
| 主要用途の配置の方針 .....                     | 4  |
| 土地利用の方針 .....                        | 4  |
| 2 ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 .....   | 5  |
| 交通施設の都市計画の決定の方針 .....                | 5  |
| 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 .....             | 8  |
| その他の都市施設の都市計画の決定の方針 .....            | 9  |
| 3 ) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 .....   | 10 |
| 主要な市街地開発事業の決定の方針 .....               | 10 |
| 市街地整備の目標 .....                       | 10 |
| 4 ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ..... | 10 |
| 基本方針 .....                           | 10 |
| 主要な緑地の配置の方針 .....                    | 10 |
| 実現のための具体の都市計画制度の方針 .....             | 11 |
| 主要な緑地の確保目標 .....                     | 11 |

## 1. 都市計画の目標

### 1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

鹿屋都市計画区域(以下「本区域」という。)は、鹿児島県の大隅地域に位置し、区域のほぼ中央部を南北に肝属川が流れ、宮崎市を起点とし国分市を終点とする国道220号、鹿屋市を起点とし野田町を終点とする国道504号等の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域は、古くから「交易の会所」と言われ、明治以降、郡役所・裁判所・税務署などの行政機関が置かれたことにより、大隅地域の行政・経済・教育・文化の中心としての都市機能の集積が図られてきた。また、昭和11年に設置された海軍航空隊は、戦後、海上自衛隊鹿屋航空基地として今日に及んでいる。

大隅地域の人口の約3割を占める本区域は、大隅地方拠点都市地域の中核的な都市として、地域の経済活動や生活環境、商業環境などあらゆる面での中枢機能を担う区域である。

しかし、魅力ある就業機会の不足及び都市としての中枢機能の衰退を背景とする大隅地域の中核的な都市としての都市機能の低下や、高規格幹線道路など高速交通体系の整備の遅れが課題となっている。

これらを踏まえ、本区域では、地域における都市的サービスの向上等を図るとともに、都市内の快適かつうるおいのある生活環境を確保するため、既存のストックを活用しながら、中心商業地の活性化や住環境整備、農業生産基盤の保全、観光・レクリエーション施設の整備など利便性・魅力・連携性などの機能付加に努め、中核的な都市としての機能再生を図っていくものとする。

このようなことから、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

「快適で賑やかな住みよい街 かのや」

この基本理念を実現するため、次の4つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを進める。

#### “大隅の拠点”となる個性ある都市の創造

大隅地域の中核的な都市として求心性をさらに高めていくため、商業都市としての魅力、経済都市としての雇用の場の確保、交流都市としての交流の場の創出、教育都市としての教育施設の充実、産業都市としての工業基盤の整備及び交流を促進する連携軸の整備など、多様な個性を創出するための機能整備を進める。

#### 自然と調和した快適で安全な住環境の創造

水辺や緑などの恵まれた自然環境をまちの個性として活かすため、「自然との調和」を見据えた上で、そこで暮らす人々が快適で安全な暮らしができるような住環境の創出を図る。

## 定住人口を支える就業の場の創造

大隅地域の中核的な都市として都市的な魅力の創出を図るとともに、人口の定住化、少子化への対応、高齢化を支える社会をつくるため、地域で働き、暮らすことのできる環境整備として就業の場の創出を図る。

## 他都市との交流を誘発する地域資源を活用した魅力ある都市の創造

魅力ある都市づくりにおいては、本区域の個性を確立するとともに、他都市との交流により、他都市の魅力を享受できる都市構造をつくる必要がある。大隅地域内のみならず県内外の都市との連携強化を図るため、高速交通軸や都市内交通軸の整備を進め、本区域の魅力を発信し、かつ他都市の魅力を享受できる都市づくりを行う。

## 2) 地域毎の市街地像

### 市街地地域

#### a 中央地区

北田・大手町～共栄地区は「都市機能集積拠点」として位置づけ、各種機能の整備を図り、魅力と活力ある本区域の中心拠点、また大隅地域の商業拠点の形成を図る。

打馬・王子・下袈川地区は「都市機能集積拠点」を補完する「都市機能サブ拠点」として位置づけ、官公庁機能を中心に各種の都市機能の集積を図る。

市街地中央を南北に流れる肝属川は、市街地にうるおいを与える景観・環境要素の保全を図るとともに、地域個性をかもし出す親水空間の活用を図る。

#### b 寿・西原地区

寿・西原地区については、良好な住宅地として居住環境整備に努めるとともに、県民健康プラザ健康増進センターや鹿屋運動公園を中心としたスポーツの振興・健康増進を図る。

### 市街地周辺地域

#### a 鹿屋工業団地周辺地区

鹿屋工業団地周辺地区は「工業拠点」として位置づけ、既存の工業団地を中心に地域特性を活かした地場産業の振興に寄与する地区の形成を図る。

#### b 優良農地

市街地周辺の良好に耕作された優良農地は、食料の安定供給のみならず、多面的な機能として、市街地周辺の景観構成要素としての機能も有していることから、これを保全する。

### 北部地域

a 農業地域

農業地域は、県内有数の農業地帯である本区域の特性を活かした「農業拠点」として位置づけ、重要な農業生産基盤として保全を図る。

また、国道 504 号と並行して流れる肝属川は、人々の生活と産業を支える重要な水資源として環境・景観の保全を図る。

b アジア・太平洋農村研修村（カラモジア<sup>きょう</sup>郷）周辺地区

区域外北部にあるアジア・太平洋農村研修村（カラモジア郷）を中心とする「国際交流拠点」を形成し、国際交流・レクリエーションなど広域的な交流の場の創出を図る。

南部地域

a 農業地域

農業地域は、県内有数の農業地帯である本区域の特性を活かした「農業拠点」として位置づけ、重要な農業生産基盤として保全を図る。

西部地域

a 鹿屋海浜公園、霧島ヶ丘周辺地区

鹿屋海浜公園や霧島ヶ丘周辺地区を「健康とスポーツ拠点」として位置づけ、隣接する海岸部等の自然環境を背景とする健康スポーツの交流拠点としての機能整備を図る。

b 鹿屋体育大学周辺地区

県民健康プラザ健康増進センターとともに、市民の健康づくりやスポーツ活動を支援する「教育と健康・スポーツの拠点」として、鹿屋体育大学の活用を図る。

c 鹿屋港周辺及び高須港周辺

鹿屋港周辺及び高須港周辺は、港湾が有する物流機能の活用を図るとともに、「漁業の拠点」として位置づけ、鹿児島湾の恵みを活かした養殖業などを主体とした漁業振興の拠点の形成を図る。

## 2. 区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は微増傾向にあるが、今後は、全国的なすう勢により、人口は僅かに減少していくことが予測される。一方、工業出荷額はわずかに増加が予想されるが、本区域では、今後、現行市街地内における魅力ある産業基盤整備を進めていくことから、将来的な土地利用需要に対しても現行市街地内で対応可能であると判断される。

また、市街地隣接部や幹線道路沿道で見られた宅地化は、新築件数が減少するなど鈍化しており、かつ土地区画整理事業や再開発事業等を実施し、未利用地の活用、市街地への都市機能の集積、吸引力の向上を図ることから、急激かつ無秩序な市街地の拡大・進行は見込まれないと判断される。

本区域が、大隅地域の中核的な都市として地域における都市的サービスの向上等を図るとともに、都市内の快適かつうるおいのある生活環境の確保と地域の活性化を図っていくためには、まとまりのある市街地形成と良好な自然環境の保全及び活用を図っていく必要があるが、地域地区などの規制・誘導や農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法による土地利用規制で十分対処できるものと判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### 主要用途の配置の方針

##### a 商業・業務地

既存の商業・業務地が形成されている中央地区は、鹿屋市の中心商業・業務地であるとともに、大隅地域の中心的な商業・業務地として機能していることから、「中心商業・業務地」として位置づけ、今後も大隅地域内の拠点としてふさわしい商業・業務機能の集積を図るものとする。

また、市街地内の国道 504 号や国道 269 号、県道鹿屋吾平佐多線の沿道地区を「沿道型近隣商業地」として位置づけ、住宅の適度な立地も許容する日用品を中心とした商業機能の集積を図る。特に、寿地区の沿道地区は市街地東側の「地区中心商業地」として商業集積を図る。

##### b 工業地

鹿屋工業団地周辺は、計画中の大隅縦貫道に近接し、産業の活性化に寄与するとともに開発ポテンシャルが高いという特性を有することから、今後とも工業地として機能強化を図る。

市街地南部の新川田崎地区及び市街地西側の国道 269 号沿道にある準工業地域は、地域産業の振興に寄与する工業地として基盤整備を図る。

また、工業地の整備にあたっては、敷地内緑化やオープンスペースの確保等により、隣接する中心市街地や既存集落地等との環境調和を図る。

##### c 住宅地

寿地区の中で、第一種低層住居専用地域に指定されている地区は、今後とも低層住宅を基本としたゆとりある「低層住宅地」として整備を図る。

打馬地区、西原地区、寿地区の中で、第一種中高層住居専用地域に指定されている地区は、今後とも「中高層住宅地」として良好な居住環境整備を図る。また、打馬・王子・下衾川地区は土地区画整理事業により居住環境の整備を図る。

##### 土地利用の方針

##### a 土地の高度利用に関する方針

中央地区では、空き店舗が多く見られ活気が失われつつあることが課題となっているため、商店街・業務機能の集積を促進してにぎわいに満ちた

都市空間の創出を図り，大隅地域の拠点にふさわしい高度利用を図る。

b 用途転換，用途純化又は用途の複合化に関する方針

中小工場等の混在が見られる住宅地においては，周辺住宅環境の悪化を抑えるため，工場等の適切な再配置を進めることにより，用途の純化を図る。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

機能性，利便性，防災面で適正な居住環境が確保されていない地区については，土地区画整理事業等の面整備により，道路・公園等の都市基盤施設の整備を進め，居住環境の改善を図る。

d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地に点在する緑地・斜面緑地などについては，地域個性を表現する重要な要素であり，今後とも保全に努める。

その他の市街地内に残されている緑地についても，都市施設と一体となった整備を図ることにより保全に努める。

e 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については，関係機関との連携により，農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め，優良農地の確保・保全に努める。

f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地形及び特殊土壌等から急傾斜地崩壊危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域及び保安林等に指定されている地区については，市街化を抑制し，災害の未然防止に努める。

g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地から見渡せる山と市街地を囲む斜面緑地，肝属川と海岸線に代表される水辺空間，公園等の広がりある空間は，本区域の個性をかもし出す重要な要素であることから，良好な環境・景観として保全に努める。

h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

市街地外の既存集落については，自然環境や田園環境との調和を図りながら，良好な生活環境の整備を行う。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域においては，広域的な交流・連携を強化する役割を持つ路線として東西に国道 220 号 南北に国道 269 号及び国道 504 号が位置している。また，他都市との交流・連携を担う路線として位置づけられる東九州自動車道及び大隅縦貫道が計画されている。

しかし，本区域では，地形的要因や高速交通体系の整備の遅れにより，



広域的な連絡機能が不十分であることから、東九州自動車道や大隅縦貫道の早期整備の促進が必要である。

一方、本区域内の道路網については、中心市街地を核として周辺地域と連絡する国道 269 号、504 号などが「放射型」を形成しているが、市街地に交通を集中させ、混雑を招く要因となっている。そこで、交通の集中を拡散させる環状道路(外環状線、中環状線、内環状線)を配置して「放射環状型」を形成し、市街地内交通の整理と他都市との連携強化をめざす必要がある。

また、高齢社会等を背景に、道路整備への要請は、交通弱者への配慮や自然環境との調和、ゆとりの確保など、ますます多様化する状況にある。また、中心市街地の魅力の向上が課題となっている本区域では、大隅の顔、鹿屋の顔としてふさわしい「中心市街地づくり」に資する道路整備が必要である。

そのため、中心市街地では“魅力の向上に資する質の高い道路空間づくり”や“都市活動を円滑にする道路の機能整備”，生活空間においては“ゆとりとうるおいある道路空間の確保”を図る必要がある。

市街地内の住宅地や既存集落地内の道路においては、幅員が狭小な路線が多いことから、利便性や安全性に配慮した道路整備が必要である。

さらに、高齢化の進展を踏まえ、公共輸送機関の利用も勘案した総合的交通体系を検討する必要性も高まっている。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は次のような基本方針のもとに整備を進める。

「放射環状型」の道路網の形成や市街地部と郊外部の連携を強化する道路の整備を進め、各路線の機能が明確となった段階的な道路網の形成を図る。

中心市街地においては、市民の憩いの空間となるコミュニティ道路や地域の顔となるシンボルロードの整備を進め、ゆとりある道路空間の確保、良好な都市景観の形成を図る。

市街地内の住宅地や集落地においては、利便性向上に資する生活道路の整備、安全性の高い歩行空間づくりなど、生活環境整備を進める。

様々な立場の歩行者に配慮した道路空間づくりや、街並み景観・沿道環境に配慮した整備など、人と環境にやさしいみちづくりを進める。

公共輸送機関の利用促進を図るとともに、その利用も勘案した総合的な交通体系の検討を行う。

## イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、高規格幹線道路、地域高規格道路、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域は、国道 220 号を主軸として放射環状型道路網を形成し、広域交通に対処するとともに、都市内の交通を円滑に処理するため、以下の方針で適正に配置する。

| 種 別     | 配置の方針   |
|---------|---|
| 高規格幹線道路 | <p>主要都市や拠点施設への広域的な連絡性を高める路線として配置し整備促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路 1・3・1 号志布志鹿屋末吉線（東九州自動車道）</li> </ul>  |
| 地域高規格道路 | <p>高規格道路の機能を補完し、大隅地域内のみならず広域的な連携・交流を担う路線として配置し整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路 1・4・2 号大隅中央線(大隅縦貫道)</li> <li>・大隅縦貫道（その他区間）</li> </ul>   |
| 主要幹線道路  | <p>周辺都市間を連絡する通過交通を処理する路線として配置し、十分な交通容量を確保するとともに、ゆとりある植栽帯を設定する。また、市街地内を通過する区間については、ゆとりある歩行空間の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路 3・3・12 号笠之原一里山線（国道 220 号）</li> <li>・国道 220 号（その他区間）</li> <li>・都市計画道路 3・6・3 号鹿屋南北線（国道 504 号）</li> <li>・国道 504 号（その他区間）</li> <li>・国道 269 号</li> <li>・県道鹿屋吾平佐多線</li> </ul> |
| 都市幹線道路  | <p>都市内ネットワークを形成する路線として配置し整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県道鹿屋環状線</li> <li>・都市計画道路 3・3・15 号寿大通線（県道下高隈川東線）</li> <li>・県道下高隈川東線（その他区間）</li> <li>・県道永吉高須線</li> <li>・都市計画道路 3・5・11 号文化線（市道文化線）</li> <li>・市道郷之原札元線</li> <li>・外環状道路を構成する市道</li> <li>・中環状道路を構成する市道</li> </ul>                                       |

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は次のとおりとする。

| 種 別 | 施 設 名   |
|-----|---|
| 道 路 | <p>高規格幹線道路：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路 1・3・1 号志布志鹿屋末吉線（東九州自動車道）</li> </ul> <p>地域高規格道路：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路 1・4・2 号大隅中央線（大隅縦貫道）</li> </ul> <p>主要幹線道路：</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路 3・3・12 号笠之原一里山線（国道 220 号）</li> <li>・都市計画道路 3・6・3 号鹿屋南北線（国道 504 号）</li> <li>・国道 504 号（その他区間）</li> <li>・国道 269 号</li> <li>・県道鹿屋吾平佐多線</li> </ul> <p>都市幹線道路：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路 3・3・15 号寿大通線（県道下高隈川東線）</li> <li>・県道鹿屋環状線</li> <li>・県道永吉高須線</li> <li>・都市計画道路 3・5・11 号文化線（市道文化線）</li> <li>・市道郷之原札元線</li> </ul> |
|--|---|

## 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域では、公共下水道が中心市街地の一部で供用されているが、今なお未整備地域が存在することから、今後とも「鹿児島県下水道等整備構想」に基づき、計画的かつ段階的な施設整備を進める。

また、水質汚濁が課題となっている肝属川の水質改善を進め、公共用水域の水質の保全を図るとともに、雨水排水対策、雨水の利用（雨水貯留、雨水浸透）の整備を推進し、良好な居住環境の形成に努める。

一方、都市化に伴う流域の保水・遊水機能の低下に起因する水害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、市街地中央を流れる肝属川等において、まちづくりと連携した安全で快適なうろいのある水辺環境の創出を図る。

#### イ 整備水準の目標

##### 1) 下水道

概ね 10 年後には、寿・西原地区の一部において処理可能となるよう整備を進めるとともに、打馬・王子・下祓川土地区画整理事業予定区域において、事業の進展に対応した処理が可能となるよう整備を進める。概ね 20 年後には、寿・西原地区全域と打馬・王子・下祓川土地区画整理事業予定区域全域において、処理可能となるよう整備を進める。

##### 2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出を図る。

### b 主要な施設の配置の方針

#### ア 下水道

公共下水道計画区域において，計画的に整備を進める。また，既存の終末処理場の機能維持・増進を図るとともに，必要に応じた施設整備について検討する。

イ 河川

本区域には，肝属川，下谷川，大始良川，高須川などの河川がある。このうち肝属川については，市街地において，うるおいのある水辺空間の創造を図るとともに，水環境の改善を図る。高須川については，治水上の安全性を確保するため，計画的な治水対策を進める。その他の河川については，都市の特性に応じた総合的な治水対策や，豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は次のとおりとする。

| 種 別   | 施 設 名 等                      |
|-------|------------------------------|
| 公共下水道 | 処理区域：寿地区，西原地区<br>打馬・王子・下祓川地区 |
| 河 川   | 一級河川肝属川（市街地部），二級河川高須川        |

その他の都市施設の都市計画の決定方針

a 基本方針

都市機能の向上と良好な生活環境の保持を図るため，一般廃棄物，し尿，汚泥の適正な処理を行う施設や，その他の施設の整備に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理施設については，適正なごみ処理を行うため，必要に応じて広域的な連携，周辺環境に配慮しつつ，施設のあり方を検討する。

また，ごみ処理については，資源の有限性とごみ処理の効率処理という観点から，ごみの減量化やリサイクル活動への取り組みを進める。

イ 汚物処理場，終末処理場，と畜場，卸売市場

区域内にある鹿屋市汚物処理場や鹿屋終末処理場，鹿屋と畜場，鹿屋地方卸売市場，鹿屋水産物地方卸売市場等の都市施設については，適切に施設の機能の維持・強化に努める。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する施設は特にないが 必要に応じて施設の整備を行うものとする。

3 ) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域の市街地においては、狭あい道路や老朽化した木造家屋なども多いことから、防災性の向上、居住環境の改善を図っていくために、適宜、面的整備の導入を必要に応じて検討していく。また、安全で快適な地域住民の生活環境を確保するために、既存市街地における都市基盤整備を計画的に進め、生活環境の整備、都市機能の整備・充実を図る。

上記方針に基づき、本区域内で都市機能の集積する地区や、中心部を補完する一体的振興地区として市街地開発事業を行う主要な地区は、次のとおりとする。

| 地区名         | 整備方針                                     |
|-------------|--|
| 北田大手町地区     | 市街地中心部における都市機能の集積などを旨し、市街地再開発事業による整備を図る。 |
| 打馬・王子・下祓川地区 | 土地区画整理事業を導入し、安全で快適な市街地の形成などの整備を図る。       |

#### 市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する主要な事業は次のとおりとする。

| 事業名等     | 地区名         |
|----------|-------------|
| 市街地再開発事業 | 北田大手町地区     |
| 土地区画整理事業 | 打馬・王子・下祓川地区 |

#### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### 基本方針

本区域は、豊かな自然環境に恵まれ、北側には大籠柄岳おおのがらだけを主峰とする高隈山系(標高1,000m以上の七山の総称)の一部が連なっている。本山系は、遺伝子のプールと呼ばれる原生林で、照葉樹林帯の植物や動物の種類が豊富でありのままの自然が残されている。

また、区域西側は鹿児島湾に面し、約20kmに及ぶ海岸線が続いているなど、本区域は森林と海洋に恵まれている。

今後も、豊かな森林地域、海岸などの自然環境の保全を図っていくとともに、鹿屋の観光・レクリエーションの拠点となっている霧島ヶ丘公園の整備など各種機能に対応した公園・緑地を適正に配置し、良好な環境づくりを目指していくものとする。

##### 主要な緑地の配置の方針

| 配置計画          | 地域名等                     | 概要   |
|---------------|--------------------------|--|
| a 環境保全システムの配置 | 高隈地区、花里地区、横尾岳周辺地区、海岸地区など | 本区域の北側及び南側の山岳・丘陵地区の貴重な自然環境は、保全体制の確立・活用を図る。 |

|                   |          |  |
|-------------------|----------|--|
|                   | 市街地内の緑地  | 市街地内に残る斜面緑地や、農家の防風林、社寺林などの良好な緑地については保全を図る。   |
| b レクリエーションシステムの配置 | 区域全体     | 地域住民のレクリエーション需要の増大に対応し、市街化の動向などを勘案して公園・緑地の整備を適正に配置・整備することにより、総合的なレクリエーション機能の充実を図る。                             |
|                   | 市街地内     | 面的整備とあわせた都市公園の整備を図るとともに、肝属川を緑の軸として位置づけ、河川空間を活かした整備を図る。   |
|                   | 北部地域     | 九州自然歩道を軸として、山岳・丘陵地の自然を活かしたレクリエーション機能の確保を図る。  |
|                   | 海岸部・南部地域 | 観光拠点でもある霧島ヶ丘公園をレクリエーションの拠点とし、海岸部や南部丘陵地などを結んで多様な利用を図る。  |
| c 防災システムの配置       | 区域全体     | 急傾斜地崩壊危険箇所位置づけられる地区や土石流危険渓流の流域については、市街化の抑制に努め、災害の未然防止を図る。<br>また、防災対策の一環として避難地、避難路、緑地などを配置し、都市内にオープンスペースの確保を図る。 |
| d 景観構成システムの配置     | 市街地      | 市街地に残る貴重な緑地としての肝属川や斜面緑地、屋敷林などの保全を図る。   |
|                   | 市街地周辺    | 地域の独特な風景を呈する農家の防風林などの緑地は、農村風景の景観要素として保全を図る。  |
|                   | 山岳・丘陵部   | 山岳・丘陵部の自然景観は、貴重な景観的要素であり、保全・活用を図る。   |

#### 実現のための具体的な都市計画制度の方針

市街地の屋敷林，農村の防風林，斜面緑地，社寺林などについては，必要に応じて都市計画制度を活用した保全の検討を行うものとする。

また，市街化の動向を勘案しつつ，必要に応じて公園の配置の検討を行うものとする。

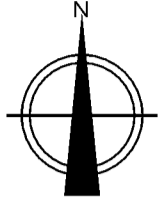
#### 主要な緑地の確保目標

##### a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

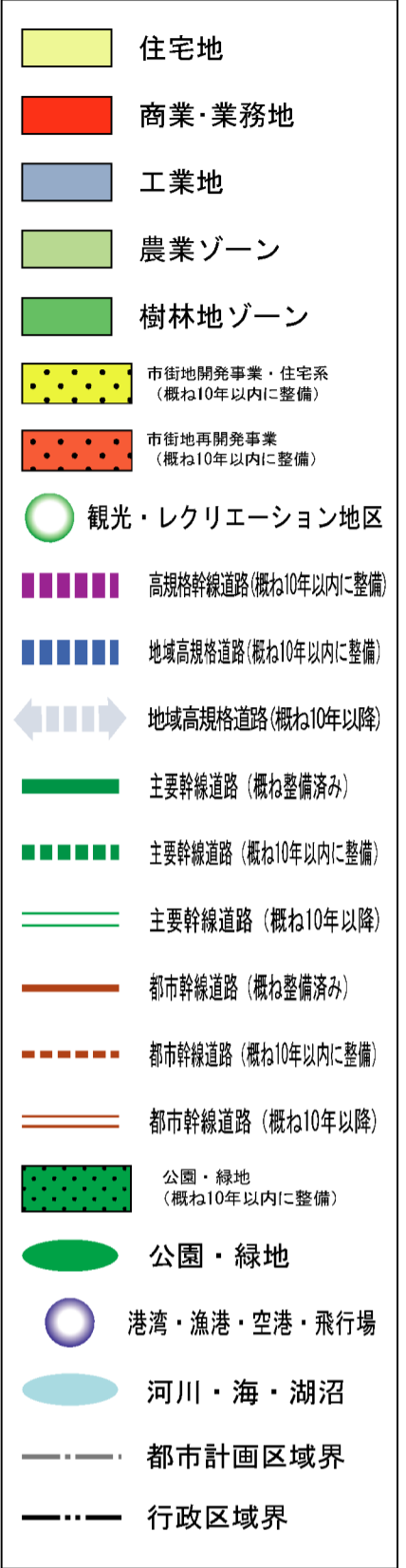
| 種別   | 名称等     | 規模    |
|------|---------|-------|
| 街区公園 | 打馬親水公園  | 0.4ha |
|      | 下祓川第一公園 | 0.5ha |

- b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区などの地域地区  
概ね 10 年以内に地域地区指定を行う予定のある地区はないが、必要に応じて指定の検討を行うものとする。

鹿屋都市計画  
都市計画区域の  
整備，開発及び保全の方針図



凡例



注① この方針図は，概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり，  
具体的なルート及び位置を規定したものではありません。  
注② 「概ね10年以内に整備」とは，概ね10  
年以内に整備に着手することを含み，  
整備の完了時期を明示したものではありません。

